

3.3 項目別損失額

1. 直接費

A. 労災保険料増加額

項目	入力方法等
①確定保険料	
1) 確定済み、未定の別	○工事終了後、労災保険料の精算、申告が終わって確定保険料が確定している場合は「確定済み」を選択して下さい。
2) 決定済みの場合：確定保険料の金額	○決定している確定保険料の額を入力して下さい。
②追徴額	
1) 決定済み、未定の別	○所轄労働局からの通知により改定確定保険料が決定している場合、「決定済み」を選択して下さい。
2) 決定済みの場合：追徴額の金額	○所轄労働局からの通知により改定確定保険料が決定している場合、確定保険料に対する追徴額（確定保険料と改定確定保険料との差額）を入力して下さい。

B. 会社上積補償（会社規定に基く補償費等）

被災者や遺族に対する労災保険の上積補償分として、会社の規定または決定に基いて支払った以下の補償費を入力して下さい。

労働基準法の災害補償は企業の損失とし、労災保険法の労災給付金は損失に含めません。

項目	入力方法等
①療養補償費	○被災者が業務上負傷しまたは疾病にかかった場合に、支払った療養費用（労働基準法上の療養補償を含む）を入力して下さい。
②休業補償費	○被災者が業務上負傷しまたは疾病にかかり、3日以下休業した場合に、支払った補償費（労働基準法上の休業補償を含む）を入力して下さい。
③付加休業補償費	○労災保険の法定補償分である、平均賃金の80%（休業補償60%+休業特別支給金20%）を超えて、会社が支払った付加補償分を入力して下さい。
④障害補償費	○被災者が業務上負傷しまたは疾病にかかり、治った場合に、その身体に障害が存するときに支払った補償費（労働基準法上の障害補償を含む）を入力して下さい。
⑤遺族補償費	○被災者が業務上死亡した場合に、遺族に支払った補償費（労働基準法上の遺族補償を含む）を入力して下さい。

項目	入力方法等
⑥葬祭料	○被災者が業務上死亡した場合に、遺族に支払った葬祭料（労働基準法上の葬祭料を含む）を入力して下さい。
⑦弔慰金	○被災者が業務上死亡した場合に、遺族に支払った弔慰金（香典、献花料など）を入力して下さい。
⑧移送費	○被災者またはその家族の病院への搬送などのために、支払った金額を入力して下さい。
⑨入院中雑費	○被災者の入院中の雑費として、支払った金額を入力して下さい。
⑩傷病見舞金	○見舞金として、支払った金額を入力して下さい。
⑪退職金割増額	○被災者の業務上の死亡または傷病に基く退職に対して退職金を割増した場合、その割増額を入力して下さい。
⑫諸貸金の弁済減免額	○会社から被災者に貸し付けた諸貸金を、被災者の業務上の死傷等を理由に減免した場合、その金額を入力して下さい。
⑬給付制限による会社負担	○上記のほか、被災者が労災保険法等の規定による給付制限を受けたために、支払った補償費を入力して下さい。
⑭その他	○上記のほか、会社規定に基づく補償費等があれば入力して下さい。
⑮一式	○項目別の金額がわからない場合に、総額を入力して下さい。

C. 訴訟関係費用（会社規定によらない補償費等）

訴訟関係に要した負担を入力して下さい。

項目	入力方法等
①民事損害賠償額（逸失利益、慰謝料等）	○賠償額総額のうち、労災給付金、及び上記 B. の会社規定に基く補償費（労働基準法上の災害補償を含む）のほかに、会社が負担した金額があれば、入力して下さい。
②和解金、示談金	○和解金、示談金総額のうち、労災給付金、及び上記 B. の会社規定に基く補償費（労働基準法上の災害補償を含む）のほかに、会社が負担した金額があれば、入力して下さい。
③付随費用	○弁護士報酬や専門スタッフへの費用など、訴訟手続きや和解交渉のために、会社が負担した金額があれば、入力して下さい。
④その他	○上記のほか、会社の規定外で支払った補償費等があれば入力して下さい。

D. 建物等の物的損失

建物等の修復等のために負担した費用を入力して下さい。

項目	入力方法等
①建物、付属設備、施工途中の建造物、仮設構造物等	○災害の発生により、汚損、破損、または消失した建物、付属設備、施工途中の建造物、仮設構造物等の修復に要した金額を入力して下さい。
②機械、器具、工具、付属品等	○災害の発生により、汚損、破損、または消失した機械、器具、工具、付属品等の修復に要した金額を入力して下さい。
③資材類	○災害の発生により、汚損、破損、または消失した資材等の修復に要した金額を入力して下さい。
④リース延滞料	○災害の発生により、リース・レンタル品の返却が遅れ、延滞料を支払った場合、その金額を入力して下さい。
⑤その他	○上記のほか、建物等の修復等のために負担した費用があれば入力して下さい。

E. 現場の生産性に関する損失

項目	入力方法等
①災害により工期が延長した場合、延びた分の日数	○災害により工期が延長した場合、延びた分の日数を入力して下さい。 ○延長なしの場合、0を入力して下さい。 ○現在施工中の場合は、最終的に予想される延長日数を、見込みで入力して下さい。 計算項目：E. ③ 2)現場管理費増加分 →p. 21
②工期延長回避のための損失 災害による工期の遅れを回復するために要した増加人工数	○工期の延長を生じさせないために、他の従業員による残業や休日出勤など、通常よりも人工数が増加した場合は、その増加分を入力して下さい。
③工期延長による損失	
1) 人件費増加分 災害による工期延長により増加した人工数	○工期が延長した期間中に生じた（生じる）人工数を入力して下さい。 ○現在施工中の場合は、見込みで入力して下さい。
2) 現場管理費増加分	○3.2 基本事項と③ 1)で入力したデータを基にプログラムが自動的に計測を行うので、ここでの入力はありません。
3) 工期延長に伴う違約金	○工期延長に伴い、発注者等に対して支払った違約金等があれば、その金額を入力して下さい。
④その他	○上記のほか、災害によって会社が受けた影響があればその損失額を入力して下さい。

F. その他の損失

項目	入力方法等
①通信交通費	○災害の発生により、各方面の連絡のために要した通信費、交通費、旅費を入力して下さい。
②官庁関係費	○災害の発生により、諸官庁等との折衝（提出書類の作成、協議など）に要した費用を入力して下さい。
③地域対策費	○災害の発生により、地域住民等との折衝（提出書類の作成、協議など）に要した費用を入力して下さい。
④新規採用費	○被災者に代わる、新しい人員を募集・採用するのに要した費用を入力して下さい。
⑤安全対策費	○災害の発生後、安全担当者など作業所への常駐職員を増員した場合の人件費を入力して下さい。
⑥その他	○上記のほか、災害の発生により生じた費用を入力して下さい。

2. 間接費**G. 被災者の稼得能力喪失等に伴う所属会社の損失**

従業員が被災し休業等しなければ、その労働によって本来会社が得られたはずの付加価値額の減少分を、被災者の所属会社にとっての損失として計測します。

3.2 基本事項で入力したデータを基にプログラムが自動的に計測を行うので、ここでの入力はありません。

H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金

工事関係者が災害対応等のため、本来の業務を離れて以下の作業のために費やした時間数に係る損失（不働賃金）を計測します。各項目の不働時間を入力して下さい。

項目	入力方法等
①救援、連絡、介添に要した時間	○被災者の救援（応急処置、病院への収容等）、被災者の家族の呼び寄せ、被災者の介添えに要した時間を入力して下さい。
②作業手待ちに要した時間	○機械・器具の破損による作業手待ちの時間スケジュールの変更や段取りの調整の間の、作業手待ちの時間を入力して下さい。
③原因調査、記録に要した時間	○災害の原因・状況の調査、災害記録の作成に要した時間を入力して下さい。
④現場の整理、復旧に要した時間	○災害発生現場の整理、復旧に要した時間を入力して下さい。
⑤見舞い、付き添いに要した時間	○被災者への見舞いや、被災者の日常生活の補助・付き添い（労災など法的補償の対象とならないもの）のために要した時間を入力して下さい。

項目	入力方法等
⑥葬儀、会葬に要した時間	○被災者が死亡した場合における、会葬、応援に要した時間を入力して下さい。
⑦安全教育等に要した時間	○災害発生後、災害再発防止活動や安全教育を実施した場合、これに要した時間を入力して下さい。
⑧教育訓練等に要した時間	○災害発生後、被災者に代わる新しい人員を採用した場合、その新規入場教育や訓練に要した時間を入力して下さい。
⑨役所立会に要した時間	○労働基準監督署や警察署等による現場検証、事情聴取への立会いに要した時間を入力して下さい。
⑩スケジュール変更、段取り調整に要した時間	○スケジュールの変更や段取りの調整に要した時間を入力して下さい。
⑪⑫その他の対応に要した時間 (1) (2)	○上記のほか、工事関係者が災害対応等のため、本来の業務を離れて以下の作業のために費やした時間を入力して下さい。

Ⅰ. 指名停止等に伴う営業上の損失

項目	入力方法等
①受注予定工事の失注額	○指名停止を受けた機関等から受注する予定であった工事を失注した場合の予定請負金額を入力して下さい。
②その他	○上記のほか、指名停止に伴う営業上の損失額を入力して下さい。

4. 損失額の算定方法

4.1 損失額の実額が確認できる損失項目

3.3のAからHの損失項目のうち次の項目については、入力した金額がそのまま損失額となります。

- B. 会社上積補償費
- C. 訴訟関係費用
- D. 建物等の物的損失
- F. その他の損失
- I. 指名停止等に伴う営業上の損失

4.2 損失額の算定を要する損失項目と損失額算定方法

3.3のAからHの損失項目のうち次の項目については、損失額の実額の確認が難しいため、以下に示す方法により損失額を算定します。

- A. 労災保険料増加額
- E. 現場の生産性に関する損失
- G. 被災者の稼得能力喪失等に伴う所属会社の損失
- H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金

【損失額算定方法】

A. 労災保険料の増加額

以下の手順により算定します。

① 労災保険料の増加額の算定

- a. 追徴額（確定保険料と改定確定保険料との差額）が決定している場合

$$\text{確定保険料} \times 40\% + \text{追徴額}$$

- b. 追徴額が決定していない場合

$$\text{確定保険料} \times (40\% + \text{メリット増減率})$$

② ①の確定保険料の算定

- a. 確定保険料が確定している場合はその額

- b. 確定保険料が確定していない場合

$$\text{最終請負金額} \times \text{労務費率} \times \text{労災保険率} \quad (\text{労務費率、労災保険率は労災保険法による})$$

③ ①b.のメリット増減率の設定

メリット増減率は、メリット収支率を基に、「メリット制による労災保険料増減率表」（労災保険法）により決定します。

④ ③のメリット収支率の算定

$$\text{想定労災給付金額} \div (\text{確定保険料} \times \text{メリット調整率} (63 / 100))$$

⑤ ④の労災保険給付金額の想定

- 1) 療養補償費

$$\text{労災診療単価} \times \text{1日当たりの診療報酬点数} \times \text{入院または通院日数}$$

(労災診療単価は社会医療診療行為別調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)、1日当たりの診療報酬点数は厚労省・日本医師会協定による)

2) 休業補償費

$$\frac{\text{被災者本人平均賃金} \times 80\% (\text{休業補償給付} 60\% + \text{休業特別支給金} 20\%) \times (\text{休業日数} - 3 \text{日})}{}$$

3) 障害補償費

$$\text{被災者本人平均賃金} \times \text{障害等級による日数} \quad (\text{障害等級による日数は労災保険法による})$$

4) 遺族補償費

$$\text{被災者本人平均賃金} \times 1,000 \text{日} \quad (\text{日数は労災保険法(遺族補償一時金)による})$$

一般的には一括有期事業となっているケースもありますが、複数の工事現場の労災給付金額を確認することは困難であるため、本調査では単独(非一括)有期事業として算定します。

E. 現場の生産性に関する損失

2. 工期延長回避のための損失

1) 元請会社の人件費の増加額

$$\frac{\text{従業員平均月額賃金}}{\text{1ヶ月あたりの所定労働日数} + \text{1人1ヶ月あたりの平均的な休日出勤日数}} \times \text{工期延長回避のための増加人工数}$$

2) 下請会社の人件費の増加額

$$\text{作業所実労働時間} \times \text{平均実労働時間給} \times \text{工期延長回避のための増加人工数}$$

下請会社全てにわたって個々の従業員の賃金を把握することは難しいため、下請会社の人件費は「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)を基に、以下の式により建設業関係 11 職種の平均実労働時間給を算定し、都道府県別に適用しています。(以下の 2.1) b.、H. 2. でも同じ)

$$\text{平均実労働時間給} = \text{きまって支給する現金給与額} \div (\text{所定内実労働時間数} + \text{超過実労働時間数})$$

3. 工期延長による損失

1) 人件費の増加額

a. 元請会社の人件費の増加額

$$\frac{\text{従業員平均月額賃金}}{\text{1ヶ月あたりの所定労働日数} + \text{1人1ヶ月あたりの平均的な休日出勤日数}} \times \text{工期延長による増加人工数}$$

b. 下請会社の人件費の増加額

$$\text{作業所実労働時間} \times \text{平均実労働時間給} \times \text{工期延長による増加人工数}$$

2) 現場管理費の増加額

$$\frac{\{\text{現場管理費} \times \text{最終工期日数} \div (\text{最終工期日数} - \text{災害による工期延長日数})\}}{\text{元請会社の人件費の増加額}} - \text{現場管理費}$$

現場管理費は「土木請負工事工事費積算基準」(国土交通省大臣官房技術調査課)、「公共建築工事共通費積算基準」(同官庁営繕部)における算定式に基づき算定しています。

G. 被災者の稼働能力喪失等に伴う所属会社の損失

1. 当日の損失額

$$\frac{\text{被災者本人平均賃金} \times \text{作業所作業時間数} \times (\text{作業所作業終了時刻} - \text{災害発生時刻})}{\text{労働分配率}}$$

労働分配率は、「法人企業統計調査」（財務省）より、以下の式により算定した額の過去5年度分の平均値を、資本金額別に適用しています。

$$\text{労働分配率} = \frac{\text{人件費} (\text{役員給与} + \text{従業員給与} + \text{福利厚生費})}{\text{付加価値額}}$$

2. 休業中の損失額

$$\text{被災者本人平均賃金} \times (\text{休業日数} - 1) \div \text{労働分配率}$$

3. 復帰後通院中の損失額

$$\frac{\text{被災者本人平均賃金} \div \text{作業所作業時間数} \times \text{通院日数}}{\times \text{所定労働時間内の治療・通院時間} \div \text{労働分配率}}$$

4. 死亡または障害が残った場合の損失額

$$\text{被災者本人平均賃金} \times \text{被災者に係る稼働能力等喪失日数} \div \text{労働分配率}$$

4. の被災者に係る稼働能力等喪失日数は、被災者の状態別に以下のように算定します。

1) 死亡の場合

$$\text{遺族補償年金年間給付日数} \times \text{新ホフマン係数}$$

(遺族補償年金年間給付日数は労災保険法による)

2) 障害1～3級（永久全部労働不能災害）又は障害4～7級（永久一部労働不能災害）の場合

$$\text{障害補償年金年間給付日数} \times \text{新ホフマン係数}$$

(障害補償年金年間給付日数は労災保険法による)

3) 障害8～14級（永久一部労働不能災害）の場合

$$\text{障害補償一時金給付日数} \quad (\text{障害補償一時金給付日数は労災保険法による})$$

H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金

1. 元請会社の従業員の不働賃金

$$\frac{\text{従業員平均月額賃金}}{\div (\text{1ヶ月あたりの所定労働日数} + \text{1人1ヶ月あたりの平均的な休日出勤日数})} \div (\text{1日あたりの所定労働時間} + \text{1人1日あたりの平均的な残業時間}) \times \text{対応、手待ちをした者の、対応等に要した延べ時間数}$$

2. 下請会社の従業員の不働賃金

$$\text{平均実労働時間給} \times \text{対応、手待ちをした者の、対応等に要した延べ時間数}$$

工事関係者には、作業所内の元請・下請会社従業員のほか、労務安全担当者など元請・下請会社の店内関係者も含み、これらの対応等にあたったものが複数名いる場合は、その延べ時間数としています。

4.3 使用したデータ

本ソフトウェアで損失額の算定のために使用しているデータは、下記の通りです（平成 19 年 9 月現在）。

A. 労災保険料増加額

- 労災診療単価… 社会医療診療行為別調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）
- 1日当たりの診療報酬点数… 厚労省・日本医師会協定
- 障害補償給付金の算定に係る障害等級による日数… 労災保険法
- 労務费率、労災保険率… 労災保険法
- メリット制による労災保険料増減率… 労災保険法

E. 現場の生産性に関する損失

- ②工期延長回避のための損失（下請全体）
- ③工期延長による損失 1)人件費増加分（下請全体）

H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金

- 建設業関係 11 職種の都道府県別「きまって支給する現金給与額」、「所定内実労働時間数」、「超過実労働時間数」… 賃金構造基本統計調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）

E. 現場の生産性に関する損失

- ③工期延長による損失 2)現場管理費増加分
 - 現場管理費算定諸元（前払金支出割合別補正係数、工事原価別一般管理费率、工種区分・純工事費別現場管理费率標準値）… 土木請負工事工事費積算基準（国土交通省大臣官房技術調査課）、公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

G. 被災者の稼働能力喪失等に伴う所属会社の損失

- 建設業の資本金別人件費及び付加価値額… 法人企業統計調査（財務省）
- 遺族補償年金年間給付日数、障害補償年金年間給付日数、障害補償一時金給付日数… 労災保険法

5. その他

5.1 印刷範囲外の出力

「労働災害損失額計測ソフトウェア」ワークシートの Z 列から AD 列にかけて、計算過程で使用する数値が出力されます。これらは動作チェック用に表示されるものであるため、印刷範囲には含まれません。

5.2 著作権

本ソフトウェアの著作権は、独立行政法人 労働安全衛生総合研究所に属します。

5.3 免責事項

本ソフトウェアは予告なく変更することがあります。

本ソフトウェアの使用により生じた損失や損害に関して、独立行政法人 労働安全衛生総合研究所は一切の責任を負いません。

5.4 商標

Microsoft、Windows、Excel は、米国 Microsoft Corporation の、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。

1.1.2 労働災害損失額計測システム実用化研究会による検証

1.1.1 で作成した労働災害損失額計測ソフトウェアの実用化、普及方策等を検討するため、実務者等で構成する「労働災害損失額計測システム実用化研究会」を設置した。本研究会では、本計測ソフトウェアを用いて実際に発生した様々な労働災害の損失額を計測することにより、実用化のための改善点の提案及び普及方策等の検討を行った。

本研究会の目的、委員構成、開催経過は次のとおりである。

(1) 研究会の目的

労働災害損失額計測ソフトウェアの実用化、普及方策等を検討する。

(2) 研究会の構成員

【委員】（敬称略、順不同）

横山 優（西松建設株式会社施工本部環境安全部労務安全課係長）

桑原 三男（株式会社島村工業取締役安全品質環境部長）

佐藤 克己（木部建設株式会社安全環境部長）

小崎 幸一（向井建設株式会社労務安全部安全衛生課長）

【事務局】

嘉納 成男（早稲田大学理工学術院建築学科教授）

高木 元也（労働安全衛生総合研究所人間工学・リスク管理研究グループ主任研究員）

(3) 研究会の実施経過

第1回

日時：平成19年11月7日（水）10：00～12：00

概要：研究会の趣旨説明の後、これまでの研究成果について説明があり、続いて労働災害損失額計測ソフトウェアの使用方法的説明があった。質疑応答の後、各委員にソフトウェアによる事例計測の試行とその結果の提出をお願いした。（詳細は「(4) 議事要旨」参照）

第2回

日時：平成20年1月23日（水）10：00～12：00

概要：各委員がソフトウェアによる事例計測結果を持ち寄って、内容を説明するとともに入力作業等に関する意見・感想を述べた後、ソフトウェアの改善点等について議論した。（詳細は「(4) 議事要旨」参照）

(4) 議事要旨

第1回議事要旨

第1回労働災害損失額計測システム実用化研究会 議事要旨

1. 開催日時 平成19年11月7日(水) 10:00~12:00
2. 開催場所 アルカディア市ヶ谷 5階会議室
3. 出席者(敬称略)
委員: 横山優(西松建設㈱)、桑原三男(㈱島村工業)、佐藤克己(木部建設㈱)、
小崎幸一(向井建設㈱)
事務局: 嘉納成男(早稲田大学)、高木元也(労働安全衛生総合研究所)
4. 配付資料
資料No.1-1 労働災害損失額計測システム実用化研究会の設置等について
No.1-2 これまでの研究成果
No.1-3 労働災害損失額計測ソフトウェア使用マニュアル(案)
No.1-4 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)入力例
No.1-5 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)CD-ROM
5. 議事要旨
 - 1) 事務局挨拶
 - 2) 議題
 - (1) 本研究会の設置について
 - ・事務局より、資料No.1-1に基づき研究会の目的、名称、構成についての説明があった。
 - ・各委員、事務局による自己紹介があった。
 - (2) これまでの研究成果について
 - ・事務局より、資料No.1-2に基づきこれまでの研究成果についての説明があった。

【質疑・意見等】

 - ・労災の上積補償はどの損失項目に該当するのか?→B.の会社規定に基づく補償費に該当する。例えば、資料No.1-2の4.(2)の事例2における療養補償費が相当する。
 - ・OSHAの損失額算出ソフトの内容はどの程度の細かさか?→これは全産業を対象としたもので、内容的にはそれほど細かくはない。ソフトはOSHAのWebページからダウンロードできる。
 - (3) 労働災害損失額計測ソフトウェアの説明
 - ・事務局より、資料No.1-3に基づき計測ソフトウェアで扱う計測対象範囲、損失項目、金額算定方法等についての説明があった。

【質疑・意見等】

 - ・ケガの場合、最終的に休業日数等が確定してから計測することを想定しているのか?→途中段階でも、見込み数値を入力して予測金額を求めるという使い方もできる。
 - ・稼得能力損失を求める際に新ホフマン係数を用いているのは何故か?→ライブニッツ係数でも良いが、新ホフマン係数のほうが中間利息控除が少なく、金額が多めに出る。
 - ・自社で損失額として認識しているのは、示談金等の直接的金額が主であり、現状では関係する経費までは把握していない。
 - ・災害に伴う諸経費については、あまり表に出したくないという意識もある。
 - ・損失額データを加工して、安全教育・安全対策の費用と対比させることで、その費用対効果を評価することができる。
 - ・処理のための人件費や通信費、官庁対策費など、細かくデータを取ることは、現実にはかなり難しいが、損失額を正確に出すためには必要だと思う。
 - ・例えば再発防止のための安全教育の費用等については、数値としては出せるが、次に繋がる出費であり、一概に損失とは言えない面もある。

(4) 労働災害損失額計測ソフトウェアの試行（各委員へのお願い）

- ・事務局より、資料No.1-3、No.1-4に基づき計測ソフトウェアの使用方法的説明があった。

【質疑・意見等】

- ・必須入力項目の中で元請に関することは、下請からは聞けないことが多い。→元請に関して分からない部分はゼロを入力するなどして、下請に係る金額だけを算定することもできると思うが、その方法を確認して後日お知らせする。
- ・会社の「過去3年度の平均受注高」は何の計算に用いるのか？→将来、企業イメージや社会的信用力の低下による損失項目を追加する場合に用いることを想定した予備項目である。
- ・入力項目が多い割には、出力結果が少ないという印象である。
- ・算定結果が1円単位で出てくるので説得力があり、社員教育の資料としても有効に使える。
- ・被災者の障害等級や休業日数が定まっていない途中段階（例：期末）での損失額推定にも使いたい。
- ・このソフトを用いた各企業のデータを集めて統計的に分析し、共有することで、情報としての価値が高まる。
- ・出力結果は、社内報告書として使えるような体裁が望ましい。また、簡単なグラフを添えるなど視覚的にも工夫してはどうか。
- ・表示方法を指定すれば、特定の項目、特定の会社に関わる金額だけを抽出表示できるなど、使い勝手を更に高めたい。

3) その他

- ・事務局より、以下について説明があった。
 - ①配付した損失額計測ソフトを用いて、各社1件以上の事例について試行をお願いしたい。その結果と補足資料及び試行後のコメント（改善点、実用化に向けた課題、要望等）を次回に持ち寄って協議したい。
 - ②次回開催は以下のとおりとする。
 - 開催日：平成20年1月23日（水）10:00～12:00
 - 会場：アルカディア市ヶ谷

以上

第2回議事要旨

第2回労働災害損失額計測システム実用化研究会
議事要旨

1. 開催日時 平成20年1月23日（水）10:00～12:00
2. 開催場所 アルカディア市ヶ谷 7階会議室
3. 出席者（敬称略）
 - 委員：横山優（西松建設㈱）、桑原三男（㈱島村工業）、佐藤克己（木部建設㈱）、小崎幸一（向井建設㈱）
 - 事務局：高木元也（労働安全衛生総合研究所）
4. 配付資料
 - 資料No.2-1 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)計測事例（佐藤工業㈱）
 - No.2-2-1 「システム試行について」（西松建設㈱）
 - No.2-2-2 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)計測事例1（西松建設㈱）
 - No.2-2-3 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)計測事例2（西松建設㈱）
 - No.2-3-1 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)計測事例1（島村工業㈱）
 - No.2-3-2 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)計測事例2（島村工業㈱）
 - No.2-4-1 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)試用に際しての感想（向井建設㈱）
 - No.2-4-2 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)計測事例1（向井建設㈱）

- No.2-4-3 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)計測事例2 (向井建設㈱)
- No.2-4-4 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)計測事例3 (向井建設㈱)
- No.2-5-1 労働災害損失額計算についてのコメント (木部建設㈱)
- No.2-5-2 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)計測事例1 (木部建設㈱)
- No.2-5-3 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)計測事例2 (木部建設㈱)

5. 議事要旨

1) 事務局挨拶

2) 議題

(1) 労働災害損失額計測ソフトウェア実用化の検討

- ・第1回研究会で配布した労働災害損失額計測ソフトウェア(案)を使用した労働災害損失額計測事例について、各委員から発表があった。
- ・試行を踏まえて、労働災害損失額計測ソフトウェア(案)の改善点、実用化に向けた課題、要望等について各委員から質疑、意見が出された。

【質疑・意見等】

i) 項目について

- ・項目が細分化されすぎているのではないかと。会社や使用目的により、必要な項目は変わると思われる。
- ・普及のためには、項目の選択肢を残しておいてもよい。
- ・正確に計測するための項目は網羅されている。ソフトのグレードを高めるためにも、細かい項目を残しておいたほうが良いと思う。
- ・記入担当者の主観により入力値が変わる項目がある。(E.現場の生産性に関する損失等)
- ・語句の意味がわかりにくいものがあった(G.①~④、H.の「不働賃金」等)ので、わかりやすくしてほしい。
- ・安全部の人間ならわかる語句でも、工事の担当者に入力をさせる場合には理解しづらいことがある。
- ・語句については一般的に使用するもの、または明確、単純な表現のほうがよい。
- ・マニュアルを見なくても入力できるとよい。
- ・項目の語句についての解説を参照できるとよい。

ii) 入力作業について

- ・選択した項目のみ入力欄が表示されるようにできないか。
- ・H.被災者以外の工事関係者の不働賃金に関する情報を、人/日で管理している会社もある。その場合は延べ時間数で入れるのに手間がかかる。
- ・H.の延べ時間数を人数×時間で入力できれば、記録となるし、数値に説得力を持たせられる。
- ・入力値をまとめる際のメモや計算根拠(内訳)も入力できるようになれば、紙の資料を見ずに画面上で確認できるので、便利になる。
- ・和暦でも入力できると便利である。
- ・作業開始時刻、終了時刻、作業所の労働時間数、休憩時間は、最低限度の入力をすれば済むようにならないか。
- ・二方勤務の場合は作業開始終了の入力欄が二つ必要になる。
- ・労災保険を下請分離している場合には、A.労災保険料増加額に下請会社の欄が必要になる。
- ・金額を入力する際に桁区切りを入れられるようにできないか。
- ・工事遅延日数がある場合に、E.①遅延のための損失へ入力しようとする、数値の整合性がないとのメッセージが表示され、入力できなかった。

iii) 計測結果の表示について

- ・項目毎の合計及び集計欄は入力と同時に自動的に計算結果が表示されるとよい。
- ・項目A.からI.の計測結果の表が出るとよい。
- ・基本事項、直接費、間接費及び損失額集計欄でページを分けたらどうか。
- ・集計欄と合わせて工事概要等の情報も表示し、会社の上司への報告に使えるようにし

てほしい。

iv) システム全般について

- ・一覧表に入力していくよりも、項目毎に入力画面が切替わる（建設労務安全研究会の「建設業労務安全必携システム」のような方式）方が入力しやすいのではないかと。
- ・被災状況（死亡、休業期間の長さ）別の書式にし、元請、下請、両者併用の区別をして、それぞれの場合に必要な項目だけにすれば入力が楽になるのではないかと。
- ・会社で管理しているデータ（就労人数、労賃月報、機械使用一覧表等）を入力すると、計測に必要な数値が自動的に入力されるようになれば入力が楽になる。
- ・シートをコピーしようとしたが、できなかった。計測結果を工事種類や年度ごとに管理するためにコピーできるとよい。
- ・専門工事会社であっても、作業所全体、元請（だいたいの金額）の損失を知りたい場合があるので、元請会社と併用のシステムでよい。

v) その他

- ・データ収集には、総合工事会社、専門工事会社の関係者間の意思疎通が必要であるが、各社の関係者が情報を全て把握しているわけではないので、それぞれの関係各部署への連絡調整がネックになると思われる。
- ・正確なデータを得るためには収集管理の心がけや地道な努力が必要である。
- ・項目 D. 以降は日々のデータ収集が必要であるが、細かい数字の把握は困難だと思われる。
- ・下請会社に情報を求める場合でも、問い合わせに回答がなかったり、言いたくないということがある。
- ・専門工事会社が現場管理に携わっている場合には、元請会社の情報はだいたいわかることがある。
- ・工事の途中、療養が長期化した場合等は、値が確定せず入力できない項目がある。概算で入力してみても、最終的な損失額を把握するのは難しい。
- ・資材センターでけがをした事例で、工事積算基準上の工種区分にあてはまるものがなかった。
- ・稀なケースであるが、事故の後に設備を更新したことにより、工期を取り戻せたという例があった。
- ・G. 被災者の稼得能力喪失等に伴う所属会社の損失として計測されたものは、見えないお金であるが、事故があればこれだけ損をするということに注意喚起できる。

(2) その他

- ・事務局より、以下について説明があった。
 - ①今回出された意見、提案等の内容は本年度の報告書に盛り込む。
 - ②ソフトウェアは、入力のしやすさ、担当者により数値がぶれないこと、入力値の根拠の記録、結果を報告に使用できるよう整える等の方向で、対応可能な部分を改良し、改良版を各委員に送付する。

以上

1.2 労働災害損失事例調査

1.2.1 調査概要

(1) 調査方法

設定した損失項目の算定方法を検証するため、調査票を作成して労働災害損失の事例調査を実施した。調査対象として平成18年に建設会社で発生した労働災害から3件を抽出し、元請会社における施工・労務担当者に直接ヒアリングを行った。下請会社については、事故報告書の施工体制台帳にて当該災害に関連する会社を確認し、元請会社を通じて調査票を配布して回答を得た。(調査票は、章末の「参考資料」参照。)

(2) 調査対象事例の概要

①事例 1

a. 災害発生当時の状況

被災者は掘削床整地作業中、崩壊してきた土砂を手で止めようとして受傷した。

b. 被災状況	1) 傷病名及び程度	左腕前腕部骨折
	2) 休業日数	約 80 日
c. 被災者の概要	1) 年齢（被災当時）、性別	20 歳代、男
	2) 雇入会社	下請会社（1 次）
d. 災害による影響	1) 工事の中断・遅延日数	なし
	2) 指名停止処分	なし

②事例 2

a. 災害発生当時の状況

被災者は土のう袋を一輪車で運搬中、狭い箇所を通行した際にバランスを崩し、墜落して受傷した。

b. 被災状況	1) 傷病名及び程度	左右手首骨折、障害等級 12 級
	2) 休業日数	約 150 日
c. 被災者の概要	1) 年齢（被災当時）、性別	40 歳代、男
	2) 雇入会社	下請会社（3 次）
d. 災害による影響	1) 工事の中断・遅延日数	中断半日
	2) 指名停止処分	なし

③事例 3

a. 災害発生当時の状況

被災者は作業通路でない基礎梁上を移動し、単管パイプをくぐろうとした際、肩がぶつかりバランスを崩して耐圧盤上に転落した。

b. 被災状況	1) 傷病名及び程度	頸椎骨折、障害等級 2 級
	2) 休業日数	約 240 日
c. 被災者の概要	1) 年齢（被災当時）、性別	50 歳代、男
	2) 雇入会社	下請会社（1 次）
d. 災害による影響	1) 工事の中断・遅延日数	なし
	2) 指名停止処分	なし

(3) 調査項目

ヒアリング時の主な調査項目は、以下のとおりである。

①作業所概要

a. 事故の発生した作業所の概要

- 1) 工事名称
- 2) 工事場所
- 3) 発注者
- 4) 工期、工期日数
- 5) 工事種類
- 6) 税込み最終請負金額、前払い金（現在施工中の場合は、最終請負金額見込み額）
- 7) 作業所における従業員の人数（下請は平均的な概数として、元請・下請の別に）
- 8) 作業所における1ヶ月あたりの所定労働日数
- 9) 作業所における1人・1ヶ月あたりの平均的な休日出勤日数
- 10) 作業所の1日の作業時間
- 11) 作業所における1人・1日あたりの平均的な残業時間
- 12) 作業所における従業員の平均月額賃金（諸手当を含む支払い総額）
- 13) 支払保険料
 - ア) 労災保険料
 - a) 概算保険料と確定保険料
概算保険料は、工事開始時に支払った法定の労災保険料の額
確定保険料は、工事終了後、精算して申告した労災保険料の額
 - b) 追徴額（確定保険料と改定確定保険料との差額）
所轄労働局からの通知により改定確定保険料が決定している場合で、確定保険料に対する追徴があれば、その額
 - イ) 損害保険料（任意で加入している損害保険の保険料額）
 - a) 法定外補償保険（任意で加入している法定外補償保険の保険料額）
 - b) 使用者賠償責任保険（任意で加入している使用者賠償責任保険の保険料額）
 - c) 工事保険（本工事のために任意で加入している工事保険の保険料額）
 - d) 第三者賠償保険（本工事のために任意で加入している第三者賠償保険の保険料額）

b. 会社概要

- 1) 資本金
- 2) 従業員数

②災害状況

a. 災害状況

- 1) 発生日時
- 2) 被災者数

b. 被災者、被災状況

- 1) 所属会社
- 2) 生年月日
- 3) 被災時の年齢
- 4) 被災時の経験年数
- 5) 職種
- 6) 傷病名及び程度
- 7) 家族構成（死亡事故の場合、被災者の家族の続柄と、その年齢）
- 8) 障害等級（今回の被災による障害等級が確定している場合は、その等級）
- 9) 休業日数（確定していない場合は見込み日数）
- 10) 入院日数（確定していない場合は見込み日数）
- 11) 通院日数（病院等で診療を受けた日数。確定していない場合は見込み日数）
- 12) 1日あたりの通院時間（被災者が所定労働時間内に通院している場合の、通院のために現場業務を離れる1日あたりの平均的な時間数）
- 13) 平均賃金（被災者本人の被災時の労働基準法上の平均日額賃金。わからなければ最近の平均的な賃金）

③ 災害による影響

a. 災害による影響

- 1) 工事の中断日数（災害により工事が中断した場合、その日数）
- 2) 工期の遅延日数（災害により工期が遅延した場合、その日数。現在施工中の場合は、最終的に予想される遅延日数）
- 3) 中断・遅延による割増人工数
 - ア) 工期が遅延しなかった（しない）場合
工期が遅延しなかった（しない）場合で、遅延を生じさせないために、他の従業員による残業や休日出勤など、通常よりも人工数が増加した場合、その増加分（元請、下請の別に）。
 - イ) 工期が遅延した（する）場合
工期が遅延した（する）場合、遅延期間中に生じた（生じる）人工数（元請、下請の別に）。
- 4) 指名停止
 - ア) 指名停止を受けた機関等の名称
 - イ) 指名停止期間
 - ウ) 指名停止を受けた機関等からの通常年度受注額
 - エ) その他指名停止による影響（失注した受注予定工事の予定請負金額など）
- 5) 工期遅延に伴う違約金（工期遅延に伴い、発注者等に対して支払った違約金等があれば、その金額）
- 6) その他（上記のほかに、災害によって受けた影響）

b. 工事関係者が災害対応等に要した時間

- 1) 救援、連絡、介添
- 2) 作業手待ち
- 3) 調査、記録
- 4) 現場の整理、復旧
- 5) 見舞い、付き添い
- 6) 会葬、応援
- 7) 安全教育等
- 8) 教育訓練等
- 9) 役所立会い
- 10) スケジュール変更、段取り調整
- 11) その他

④災害に伴う損失

a. 会社規定または決定に基づく補償費等

補償費の出処（任意加入の法定外補償保険による保険金、または保険金以外での会社負担）の別に、会社の規定または決定に基づいて被災者やその遺族に対して支払った金額

- 1) 療養補償費
- 2) 休業補償費
- 3) 付加休業補償費
- 4) 障害補償費
- 5) 遺族補償費
- 6) 葬祭料
- 7) 弔慰金
- 8) 移送費
- 9) 入院中雑費
- 10) 傷病見舞金
- 11) 退職金割増額
- 12) 諸貸金の弁済減免額
- 13) 給付制限による会社負担
- 14) その他

b. 訴訟関係費用

費用の出処（任意加入の損害保険などによる保険金、または保険金以外での会社負担）の別に、訴訟関係に要した負担

- 1) 民事損害賠償額（逸失利益、慰謝料等）
- 2) 和解金、示談金
- 3) 付随費用
- 4) その他